

「（仮称）八潮市パートナーシップ宣誓制度」に関する意見募集の実施結果と対応について

1. 意見募集期間
令和3年11月16日から令和3年12月16日まで（31日間）
2. 意見提出者・件数
提出者数4人
意見件数6件
3. 意見と市の考え方
反映区分
A 意見を反映し、案を修正する（した）
B 既に案で対応している
C 実施の段階で参考とする
D 意見を反映できなかった（しない）
E その他

パブリックコメントの意見と対応

意見番号	意見	市の対応・考え方	反映区分
1	パートナーシップ宣誓制度の施行に賛成生まれ育った八潮市で制度が導入されることは誇らしい。LGBT当事者である方々の悩みや苦しみが緩和され、生きやすいものとなると思う。（同様1件）	制度の導入にあたって、参考とさせていただきます。	E
2	証明カードは「医療現場における意思表示欄」のある物にしてほしい。	証明カードは、携帯できるよう名刺サイズにし、また補強加工を施したいと考えていることから、ご意見にある「医療現場における意思表示欄」を設けることはスペース的に厳しいと考えています。	D
3	要綱（案）第5条第3項中「市長が定める期間」とは、どのように定めるのか。	本項では、転入を予定し申請したものの転入がなされず、市長が定める期間を経過した場合は証明書及び証明カードが交付できないことを示すための項目です。住民基本台帳法第22条において住民票の届出は、転入をした日から14日以内に届け出ることが義務付けられていることから、本要綱に関しても転入予定日から14日間と考えています。	E
4	要綱（案）第6条第2項「保存期間内」とは何か説明が必要。	八潮市文書取扱規程に基づく保存期間に基づき10年とし、利用の手引きに保存期間を記載します。	A
5	証明カードの仕様について 緊急時（緊急搬送など）のために、証明カードを二つ折りにして内側に、お互いの連絡先を記載できるようにする。	証明カードは、携帯できるよう名刺サイズにし、また補強加工を施したいと考えていることから、ご意見の二つ折り仕様にするのは難しいと考えます。	D